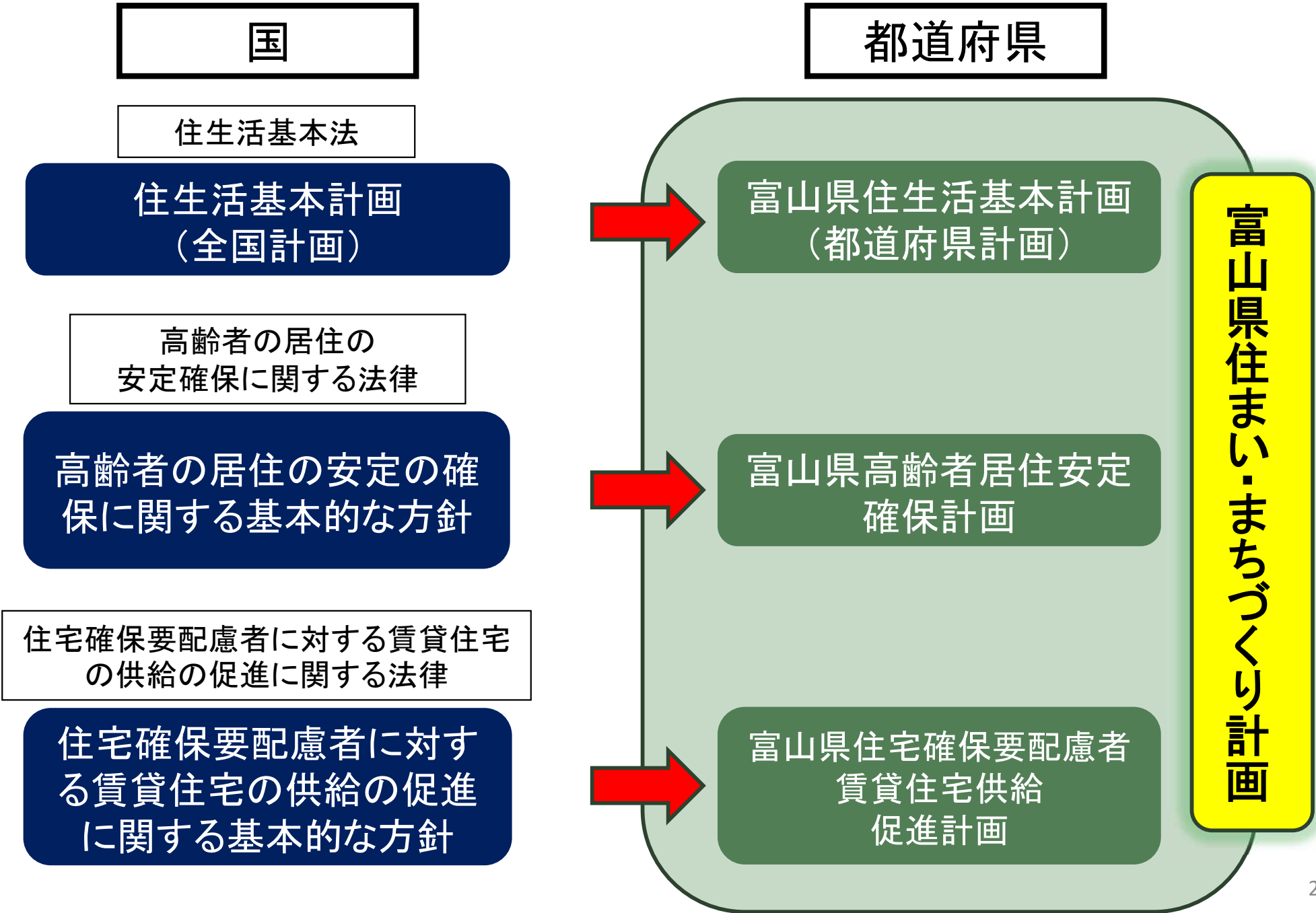


富山県住まい・まちづくり計画の概要及び 見直しについて

令和8年8月5日
富山県土木部建築住宅課



基本理念

安全で心豊かな住まいと 美しいまちを目指して

計画期間

2021年度（令和3年度）から
2030年度（令和12年度）まで

居住者の視点

子育てしやすい住まいの実現

高齢者、障害者等が安心して
暮らせる住まいの実現

住宅確保要配慮者の
居住の確保

施策内容

- 1 良質な住宅の確保
- 2 子育てしやすい居住環境の実現

施策内容

- 3 バリアフリー化等の促進
- 4 サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進
- 5 サービス付き高齢者向け住宅等の管理適正化及び高齢者居宅生活支援体制の確保

施策内容

- 6 民間賃貸住宅の供給・円滑入居の促進及び管理適正化
- 7 公営住宅の供給促進
- 8 災害時の住まいの確保

成果指標

・高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率 47%⇒75%(R12)
・高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 2%⇒3.5%(R12)

成果指標

・居住支援協議会を設立した市町村の人口カバー率
0%⇒50%(R12)

住宅ストックの視点

良質な住宅ストックの形成・流通・活用と脱炭素社会の実現

施策内容

- 9 良質な住宅ストックの形成及び既存住宅の流通・活用の促進
- 10 耐震化等の促進
- 11 省エネ化の促進

成果指標

- ・新築住宅における認定長期優良住宅の割合
10%⇒20%(R12)
- ・新築住宅における住宅性能表示の実施率 9%⇒20%(R12)
- ・住宅の耐震化率
80%⇒91%(R12)
- ・省エネルギー対策を講じた住宅の比率 47%⇒64%(R12)

安全で良好な居住環境の実現

施策内容

- 12 災害に強いまちづくり
- 13 良好な居住環境の整備の促進
- 14 空き家の発生抑制・利活用・除却

成果指標

- ・建築協定の件数 94⇒109(R12)
- ・市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数
510物件(H27～R元)
⇒1,000物件(R3～R12)
- ・居住目的のない空き家数
3.2万戸⇒4万戸程度(R12)

産業の視点

住生活を豊かにする産業の発展

施策内容

- 15 県産材の活用
- 16 新技術の導入促進

計画見直しの必要性について

- ・住生活基本計画（全国計画）の見直しが行われたことに伴い、県の計画の見直しを行うもの
- ・県内の社会情勢を考慮し、計画内容の見直しを行うもの

住生活基本法

第十七条 都道府県は、全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるものとする。

住生活基本計画（都道府県計画）の変更について（技術的助言）（国住戦官第131号、国不土第124号）

2026年（令和8年）3月27日に住生活基本計画（全国計画）（以下「全国計画」という。）の変更が閣議決定されました。国においては、変更後の全国計画に基づき、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしていますが、各都道府県におかれましても、変更後の全国計画の内容を十分に御理解の上、住生活の安定の確保及び向上の促進に向けた一層の取組をお願いいたします。

（省略）
都道府県におかれましては、下記事項を御了知の上、都道府県計画の変更に遺漏なきよう取り組んでいただきますようお願いいたします。

計画期間について

2026年度（令和8年度）から2035年度（令和17年度）まで

住生活基本計画（都道府県計画）の変更について（技術的助言）（国住戦官第131号、国不土第124号）

全国計画が2026年度（令和8年度）から2035年度（令和17年度）までを計画期間として変更されたことから、都道府県計画の計画期間も2026年度（令和8年度）から2035年度（令和17年度）までとし、できるだけ早期に計画を変更することが望ましい